

**「庄原市東城地域移動販売車運行事業に関する業務」
受託事業者募集要項**

平成 30 年 8 月

生活福祉部 社会福祉課

平成 30 年度から、庄原市が実施する「庄原市東城地域移動販売車運行事業に関する業務」の受託事業者を募集する。

1. 事業名等

地方創生推進交付金対象事業

「自分で選んで買う楽しみ～移動スーパーで笑顔と元気のまちづくり事業～」

2. 事業の概要

庄原市の中で区域面積が最も広大な東城地域において、民間事業者、商工会、住民自治組織、福祉団体、行政等が連携し、移動販売車を定期的に各集落（自治会の区域）に巡らせ、食料品、日用品などの生活物資を販売します。

3. 業務委託名

庄原市東城地域移動販売車運行事業に関する業務

4. 業務内容

別紙仕様書のとおり

5. 履行期間

ア 履行期間（平成 30 年度分）

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

イ 総履行期間

契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日まで

6. 契約金額の上限（税込）

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 ヶ年の合計
3,911 千円	5,171 千円	5,084 千円	14,166 千円

7. 契約の方式

一般競争契約とする。

8. 契約の方法

契約金額の上限の範囲内で契約し、契約金額の範囲内で確定する契約とする。

（特定費用について実費精算するための特約条項を付ける。）

9. 入札参加の資格及び要件

応募できる者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とします。

複数の法人又は団体が共同で応募することは可能ですが、この場合、それぞれが資格及び条件に該当する必要があります。

- (1) 庄原市東城地域内に事務所又は事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく庄原市への入札参加の制限を受けていないこと。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四

1 (省略)

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 法人又は団体の代表者が契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人又は被保佐人）でないこと。

(4) 法人又は団体の代表者が破産者で復権を得ない者でないこと。

(5) 法人の場合は、会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。

(6) 法人又は団体の代表者及び関係者が指定暴力団の構成員（準構成員を含む。）でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。（庄原市税については納税義務のある税目すべて）

(8) 本業務に関し必要とする資格（許可、認可、登録）を有する又は取得する見込みがあること。

(9) 当該事業の実施に対する理解と意欲を有していること。

10. 入札に関するスケジュール等

- (1) 申請書受付期間 : 平成 30 年 8 月 8 日(水)から 8 月 22 日(水)まで
- (2) 質問受付期間 : 平成 30 年 8 月 8 日(水)から 8 月 22 日(水)まで
- (3) 質問回答期限 : 平成 30 年 8 月 24 日(金)
- (4) 申請書の審査・入札参加決定 : 平成 30 年 8 月 23 日(木)

- (5) 入札参加資格決定者への通知：平成 30 年 8 月 24 日(金)
- (6) 入札：平成 30 年 8 月 30 日(木)
- (7) 委託業者の決定：平成 30 年 8 月 30 日(木)
- (8) 契約の締結：平成 30 年 9 月 3 日(月)予定

11. 申請書の受付

- (1) 受付期間：平成 30 年 8 月 8 日(水)から 8 月 22 日(水)まで
- (2) 受付時間：開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 受付方法：持参もしくは郵送（郵送の場合は 8 月 22 日（水）午後 5 時 15 分必着）
- (4) 提出先：

①持参の場合の提出場所

名称	所在地	電話
庄原市役所 本庁舎 3 階 総務部 管財課 契約係	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号	0824-73-1203

②郵送の場合の宛先

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号 庄原市 総務部 管財課 契約係 宛

※封筒に「庄原市東城地域移動販売車運行事業に関する業務」入札参加資格申請書類在中」と明記してください。

- (5) 申請書類は、紙書面により受け付けます。（電子申請は受け付けていません。）
- (6) 申請書類は、クリップ留め等で提出してください。（ホッチキス、紐綴じ、ファイリングはしないでください。）

12. 質問の受付

- (1) 受付期間：平成 30 年 8 月 8 日(水)から 8 月 22 日(水)
- (2) 受付時間：開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 受付方法：質疑書（様式 5）を持参、F A X 又は電子メール
- (4) 提出先：庄原市 総務部 管財課 契約係

持 参	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号 庄原市役所 本庁舎 3 階 総務部 管財課 契約係
F A X	F A X 番号： 0824-72-3322
電子メール	メールアドレス： kanzai@city.shobara.lg.jp

- (5) 回答期限：平成 30 年 8 月 24 日（金）
- (6) 回答方法：ホームページへ随時掲載
- (7) その他：入札後に当該募集要項等について、不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできません。

13. 申請書類

申請書類は、次の提出区分により該当する書類を作成・準備してください。

	書類の名称	様式	提出区分※1		備考
			法人	団体	
1	入札参加申請書	様式1	○	○	
2	法人・団体概要調書	様式2	○	○	
3	参加資格要件に関する宣誓書	様式3	○	○	
4	業務実施に係る誓約書	様式4	○	○	
5	定款		○		・最新のもの（写し可）
6	規約・会則等			○	・最新のもの（写し可）
7	法人の庄原市税について滞納がない証明書（原本）		○		・申請書類提出前1月以内のもの ・納税義務のある税目すべて ・庄原市交付
8	代表者の庄原市税について滞納がない証明書（原本） *代表者が庄原市民外で納税の義務がない場合は不要		○	○	・申請書類提出前1月以内のもの ・納税義務のある税目すべて ・庄原市交付
9	法人の納税証明書 *国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3（未納がないことの証明）		○		・申請書類提出前1月以内のもの（写し可） ・庄原税務署交付
10	代表者の納税証明書 *国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3（未納がないことの証明）		○	○	・申請書類提出前1月以内のもの（写し可） ・庄原税務署交付
11	法人の財務諸表に関する書類		○		・貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 ・直前1年分のもの（写し可）
12	団体の財務諸表に関する書類			○	・実施事業、収支決算がわかる総会資料等 ・直前1年分のもの（写し可）
13	法人の登記事項証明書 *現在全部事項証明書		○		・申請書類提出前1月以内のもの（写し可） ・法務局交付
14	代表者の身分証明書		○	○	・申請書類提出前1月以内のもの（写し可） ・本籍地の市区町村長交付

※共同事業者がある場合は、共同事業者についても（1は除く）提出してください。

★ 申請書類の様式等は、「21 問い合わせ先」で示す場所のほか、東城支所 市民生活室 保健福祉係に備えています。

また、庄原市ホームページ「入札・契約」内に公開しています。

アドレス：

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/keiyaku/cat08/post_317.html

14. 書類の審査・入札参加に係る結果通知

申請書類を審査後、資格認定又は不認定の結果通知については、平成 30 年 8 月 24 日（金）に電子メール又はファックスにて行います。

あわせて、入札及び開札日の詳細を通知します。

なお、審査に必要な場合、ヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合があります。

15. 入札参加資格の喪失

入札参加の結果通知後、入札参加資格を有することの通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 当該募集要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (3) 9 に定める入札参加の資格及び要件を満たさない状況に至ったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

16. 資格認定後に変更すべき事項が発生した場合

申請事項に変更が生じた場合は、庄原市にその旨を速やかに報告し、変更に応じた書類を提出してください。

17. 入札及び開札予定

- (1) 入札期日：平成 30 年 8 月 30 日（木）
- (2) 入札時間：午前 11 時 00 分
- (3) 会場：庄原市役所 東城支所 101 会議室
- (4) 入札方法：持参による入札書（様式 6）及び入札額内訳書（様式 7）の提出
- (5) 予定価格：3 年総額（税込）14,166,000 円
（税抜）13,132,219 円
- (6) 入札保証金：免除
- (7) 代理入札：代表者以外の代理人の入札を可とします。
代理入札の場合は委任状（様式 8）を入札時間前に提出してください。
- (8) 開札：入札当日
- (9) 契約条項：庄原市契約規則による
- (10) その他：開札結果は庄原市ホームページに公表します。

18. 入札書作成等

- (1) 入札書及び入札額内訳書の様式は、庄原市が指定する様式を使用してください。
- (2) 入札参加者は当該業務に関する仕様書を熟読した上で、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積ってください。
- (3) 入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。

19. 契約について

入札書記載金額が予定価格以内且つ各年度の契約金額上限（税込）を超えない入札をした者のうち、最低価格で入札したものを落札者とし、後日、契約を締結します。

なお、契約額は入札額内訳書により、消費税及び地方消費税額対象外項目以外の項目の合計には8%を乗じた額を加算した金額とします。

20. その他

- (1) 応募から委託契約の締結までに要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 受付後の提出書類は、原則として返却しません。
- (3) 提出書類は、審査等の必要に応じて複写することがあります。
- (4) 本委託業務に関し、入手した情報は当該入札以外の目的に使用できません。
- (5) 書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

21. 問い合わせ先

【 契約手続きに関する問い合わせ先 】

担当 : 庄原市 総務部 管財課 契約係 (高柴・森永)
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
電 話 : 0824-73-1203 F A X : 0824-72-3322
E-mail: kanzai@city.shobara.lg.jp

【 業務内容に関する問い合わせ先 】

担当 : 庄原市 生活福祉部 社会福祉課 障害者福祉係 (赤水・藤川)
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
電 話 : 0824-73-1210 F A X : 0824-75-0245
E-mail: fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp

特定費用の代金の実費精算に関する特約条項

発注者及び受託者は、特定費用の代金の実費精算に関し、次の特約条項を定める。

(特定費用の代金の実費精算)

第1条 受託者に支払われる代金のうち、次の実費精算費用に係るものは、この特約条項の定めるところにより精算するものとする。

実費精算費用
車両の購入及び改造費
食品衛生法等に係る営業許可の取得に要する経費
自動車登録手数料
車庫証明手数料
自賠責保険料
自動車取得税
自動車重量税
リサイクル費用
車検・定期点検、日常点検に要する経費
車両修繕料
運行事業に必要な車両以外の備品費等

2. 特定費用の数量、単価又は金額その他必要な事項は、別途、仕様書に定めるところによる。

(実績額)

第2条 この契約において「実績額」とは、受託者がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費用の金額をいう。

(代金の精算)

第3条 特定費用の「実績額」の合計額が契約した特定費用の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は契約金額をもって受託者に支払われる代金として確定する。

2. 前項の規定による代金の確定は年度毎に行うこととし、当該年度の履行期間終了日をもって確定する。

3. 第1項の規定により、契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 受託者は、実績額が確定した場合は、できるだけ速やかに、別途、仕様書に定める実績額を証する書類を添えた実績報告書を提出するものとする。

(要実費精算費用の変更)

第5条 特定費用の数量、単価又は金額その他の必要な事項を変更する場合は、特定費用の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

入札についての注意事項

- 1 次の入札をしたものは、無効とします（庄原市入札規則第 34 条（無効入札））
 - ① 入札に参加するものに必要な資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
 - ③ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - ④ 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
 - ⑤ 他人の代理を兼ね、または 2 人以上を代理して入札したとき。
 - ⑥ 入札者が連合して入札をした時、その他入札に関しての不正行為があったとき。
 - ⑦ 必要な記載事項が確認できない入札をしたとき。
 - ⑧ 再度の入札をした場合において、その入札が 1 であるとき。

2 落札人の決定

落札者は、入札記載金額が予定価格以内且つ各年度の契約金額上限（税込）を超えない入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低入札価格が同一の者が複数いる場合は、これらの入札参加者において、くじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。この際、くじ引きを辞退することはできず、くじ引きの対象となった入札参加者がくじ引きを行うことができない場合は、当該関係部署以外の庄原市職員に代わりにくじ引きをさせ、落札者を決定するものとする。

3 入札執行について

- ・ 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（委任状）を提出してください。
- ・ 入札執行中は、入札者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁止します。
 - ① 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。
 - ② 入札室には、入札に必要な者以外は、入室を禁止します。
 - ③ 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、または削除したときは、その箇所に押印してください。
 - ④ 入札者は、いったん提出した入札書の書換、引換または撤回をすることができません。
 - ⑤ 入札書の記入にあたっては、金額の桁違いがないよう点検され、入札者の住所、氏名、印等を確認してください。

入札書に記載する金額について

落札に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税対象額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税抜きの金額を記載してください。